

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会キャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が著作権を有するキャラクター「ハーティちゃん」を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、本会が著作権を有するキャラクター「ハーティちゃん」の基本デザイン（別図）及び本会が定めるその展開デザインをいう。

(使用)

第3条 キャラクターの使用について、本会の広報、啓発及び地域福祉の推進に寄与すると認められる場合は、本会会長（以下「会長」という。）はキャラクターの使用を承認することができる。

(使用の申請)

第4条 前条に基づきキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ、千葉市社会福祉協議会キャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第5条 会長は、前条に基づく申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、千葉市社会福祉協議会キャラクター使用承認書（様式第2号）を交付し、使用の承認を行うものとする。

- (1) 本会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- (4) その他会長がキャラクターの使用について不相当と認めたとき。

2 第1項の有効期間は、承認した年度に限る。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクター使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (2) これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 本会が著作権を有するキャラクターであることがわかるように使用する物品等に付記すること。
- (5) 承認に係る物品等の完成見本を速やかに本会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第7条 キャラクターの利用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ千葉県社会福祉協議会キャラクター利用変更承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第5条の規定を準用する。

(承認の取消し)

第8条 会長は、キャラクターの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物品等の使用を直ちに廃止しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。